

阿賀野市水道料金等徴収事務委託規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年12月18日

阿賀野市水道事業

阿賀野市長 加藤 博 幸

#### 阿賀野市水道事業管理規程第6号

阿賀野市水道料金等徴収事務委託規程の一部を改正する規程

阿賀野市水道料金等徴収事務委託規程（令和5年阿賀野市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、阿賀野市集落排水処理施設条例（平成16年阿賀野市条例第180号）に規定する処理施設の使用料」を削る。

#### 附 則

この規程は、令和6年12月18日から施行し、改正後の阿賀野市水道料金等徴収事務委託規程の規定は、令和6年4月1日から適用する。